

「(仮称)札幌型社会貢献活動促進ポイント制度」
構築に係る調査研究業務

業務報告書

平成 26 年 12 月

株式会社道銀地域総合研究所

目次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の内容	1
第2章 他都市類似事例調査	2
1. 調査の概要	2
2. 結果の概要	3
第3章 市民団体へのアンケート調査結果	13
1. 調査の概要	13
2. 調査結果の概要	13
第4章 今後のポイント制度の検討	22
1. ポイント付与対象活動の検討	22
2. ポイント付与・交換方法の検討	27
3. ポイント利用メニューの検討	29
4. 財源の検討	30
第5章 今後の札幌型社会貢献活動促進ポイント制度のあり方	32

第 1 章 調査の概要

1. 調査の目的

近年、市民の意識や生活様式の変化、価値観の多様化などにより、地域における課題が複雑かつ多様化してきており、今までのような行政主体の取組だけでは、課題の解決が困難となってきた。そこで今後は、市民一人ひとりや、町内会、NPO、企業などが、地域課題を自らの問題と考えて主体的に行動し、解決していく社会の実現が求められる。

そのような中、ボランティア活動等にポイントを付与し、市民等の社会貢献活動の参加促進を図ろうとする取組が、各自治体等で様々な手法を用いて展開されており、札幌市においても、ICカード「SAPICA」を活用したポイント制度として、「さっぽろ地域ポイント」を平成 23 年度から実施してきた。

しかしながら、現行制度の下で事業拡大を行うためには、利用者がより参加しやすい仕組みづくりが不可欠であり、そのためにはポイント付与端末の大規模なインフラ整備が必須であるなど、様々な課題が残っている。

そこで、多様な活動の場において活用でき、より多くの市民等が社会貢献に参加する「きっかけ」や「楽しみ」となるポイント制度とするためには、すでにインフラが整っている民間のポイントシステムの活用や紙媒体でのポイント運用も検討するなど、抜本的な実施手法の見直し・検討が必要となってきた。

そこで本調査では、他都市の類似事例の現状等も踏まえたうえで、参加者にインセンティブを与えて社会貢献に繋がる活動の促進を目指す各種取組が共通して活用できるポイント制度として、札幌市が実施するのにふさわしい制度のあり方や実施手法などについて、調査研究を行うことを目的とする。

2. 調査の内容

- (1) 他都市類似事例調査
- (2) 市民団体向けアンケート調査
- (3) 「(仮称) 札幌型社会貢献活動促進ポイント制度」構築に係る各種要件の検討

第2章 他都市類似事例調査

1. 調査の概要

- 調査対象：社会貢献活動の促進を目的に自治体等が実施しているポイント制度 5 事例
- 調査方法：訪問ヒアリング調査
- 調査内容：
 - ・地域が抱える課題及びその課題解決に向けた市民参加に向けた取り組み経緯
 - ・地域ポイント制度を導入した背景・現状（ポイントの管理方法、ポイント付与対象事業の選定方法、利用者数及びポイント付与実績、実施コスト 等）
 - ・地域ポイント制度の運用上の課題及びその解決策
 - ・取得したデータの分析や活用状況
 - ・ポイントの有効期限及び年度繰越への対応状況
 - ・今後の展開方策 等

●実施時期：平成 26 年 8 月

●調査実施自治体：

都市名	人口（千人）	開始時期	制度名称
東京都稲城市	86	平成 19 年 9 月	介護支援ボランティア制度
千葉県柏市	407	平成 25 年 3 月	柏の葉ポイントプログラム
埼玉県鶴ヶ島市	70	平成 21 年 4 月	まちづくりポイント制度
神奈川県逗子市	58	平成 22 年 10 月	市民活動ポイントシステム
岐阜県可児市	101	平成 26 年 4 月	可児市地域支え愛ポイント制度

2. 結果の概要

(1) 東京都稲城市

●制度概要

事業名	介護支援ボランティア制度
開始時期	平成 19 年 9 月～
運営主体	稲城市
財政負担	稲城市
活動目的	介護支援ボランティア（介護保険第 1 号被保険者）が地域の介護活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進する。
活動内容	・市が指定した介護支援ボランティア事業や活動を行った場合、介護ボランティアが持参したスタンプ帳に活動確認スタンプを押印 ・実施内容に応じてポイント数が定められており、最大 5,000 ポイントまで貯めることができる。 ・介護ボランティアの申し出により、貯めたポイントは、1 ポイント＝1 円で現金に交付される。年間の交付最大額は 5,000 円。
利用媒体	スタンプ帳、スタンプ（押印）

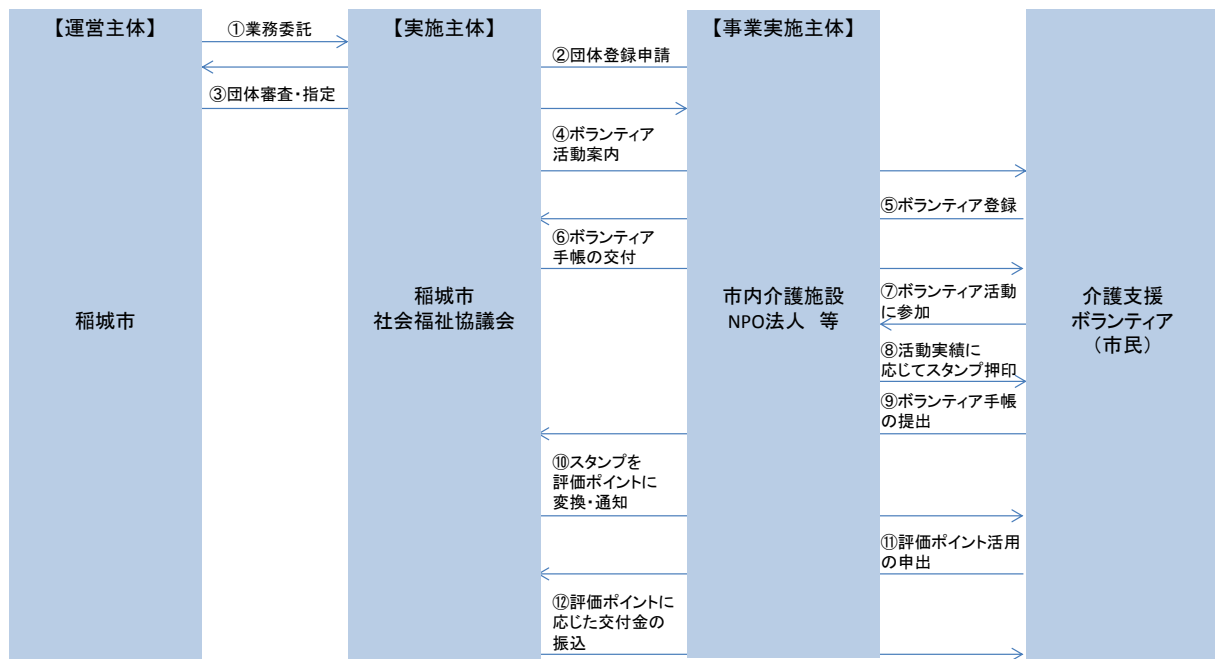
稲城市の「介護支援ボランティア制度」は平成 19 年 9 月に開始した。制度創設の目的は、市内高齢者（65 歳以上）の社会参加を通じた介護予防を目的とし、市財政に対しては、介護給付費用の低減の効果が見込まれている。

当制度は、市長が指定した介護ボランティア受入機関（市内 22 団体）が実施する介護分野の軽作業・補助作業をボランティア登録者（約 600 名）が実施するものである。ボランティア活動に参加すると専用の手帳にスタンプを押印し、スタンプの数に応じて、転換交付金（現金・最大 5,000 円/年）を申請し、現金で指定口座に振込まれる仕組みとなっている。

稲城市は当制度が順調に運用できている要因として、(1) ポイント付与者を高齢者（65 歳以上）に限定している点、(2) スタンプが増えていくことが楽しみに変わり、継続的な取り組みに繋がっている点、(3) 手帳の作成、スタンプ押印等は、稲城市が「介護ボランティア事業」の実施にあたって必要な事務業務を委託している社会福祉法人稲城市社会福祉協議会の自主性に任せている点を挙げている。

現在、制度運用上、直面している大きな課題はないとしながらも、今後の制度の改善点として、市域が広く、高齢者の住宅が市境界に近い場合、市内の事業所に行くよりも、隣の市の事業所が近い場合がある。こういうケースを想定して、隣接する自治体との連携することなどを想定している。

<事業全体図>



(2) 千葉県柏市

●制度概要

事業名	柏の葉ポイントプログラム
開始時期	平成 25 年 3 月～
運営主体	柏の葉ポイントプログラム実行委員会 (一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンター、財団法人柏市まちづくり公社、特定非営利活動法人 NPO 支援センターちば、特定非営利活動法人柏の葉キャンパス IT コンソーシアム、柏の葉キャンパス駅前まちづくり協議会、三井不動産株式会社、三井不動産レジデンシャル株式会社)
財源負担	柏の葉ポイントプログラム実行委員会
活動目的	柏の葉キャンパス駅周辺のまちづくり活動の活性化
活動内容	・運営主体は、柏の葉地区の地域コミュニティ創造に資する「環境」「健康」「創造」「交流」のキーワードに沿って、参加した市民にポイントを付与する「たまるプログラム」と、市民が獲得したポイントを使うことができる「つかうプログラム」を企画実施している。また、運営主体は、事業趣旨に合った活動を実施する NPO 等の団体が行う事業について、ポイント付与対象事業と認定し、ポイント利用できるようにしている。 ・市民は「たまるプログラム（例：まちの清掃活動）」に参加することによって、プログラムごとに設定された獲得ポイントを得ることができる。また、「つかうプログラム（例：柏の葉はちみつクラブ）」に参加することにより、市民が保有するポイントを使って商品やサービスを受けることができる（例：「柏の葉はちみつクラブ」では、市民が保有するポイントを使って柏の葉地区で収穫したはちみつを受け取ることができる）。ポイントの加減は、イベント実施者に IC カードリーダーを都度貸与し、イベント会場で実施している。 ・市民が保有するポイントは、地区内の指定飲食店のお食事券や割引券と交換できる。 ・中学生以上がプログラムに参加可能。
利用媒体	IC カード

柏市では、産学官民で構成される「柏の葉ポイントプログラム実行委員会」が運営主体となり、平成 25 年 3 月から「柏の葉ポイントプログラム」を運用している。このプログラムは、総務省補助事業（実証実験事業）がベースとなっている。

当制度は、つくばエクスプレス「柏の葉キャンパス駅」開業に合わせて造成された新たな街のまちづくりの活動の活性化を目的にスタートした。ICT と環境をキーワードとした実験都市であることから、制度開始当初より IC カードを活用し、ポイント付与・管理を行っている。

柏の葉キャンパス駅周辺には、東京大学柏キャンパスや千葉大学が立地し、当地域の造成を三井不動産が行ったことから、大学、民間企業、行政（柏市の外郭団体）、市民による実行委員会形式で制度が運営されている。

制度運営費用の大部分は、都市開発を担う「三井不動産」がポイント発行やカード発行の多くの財源を負担している。

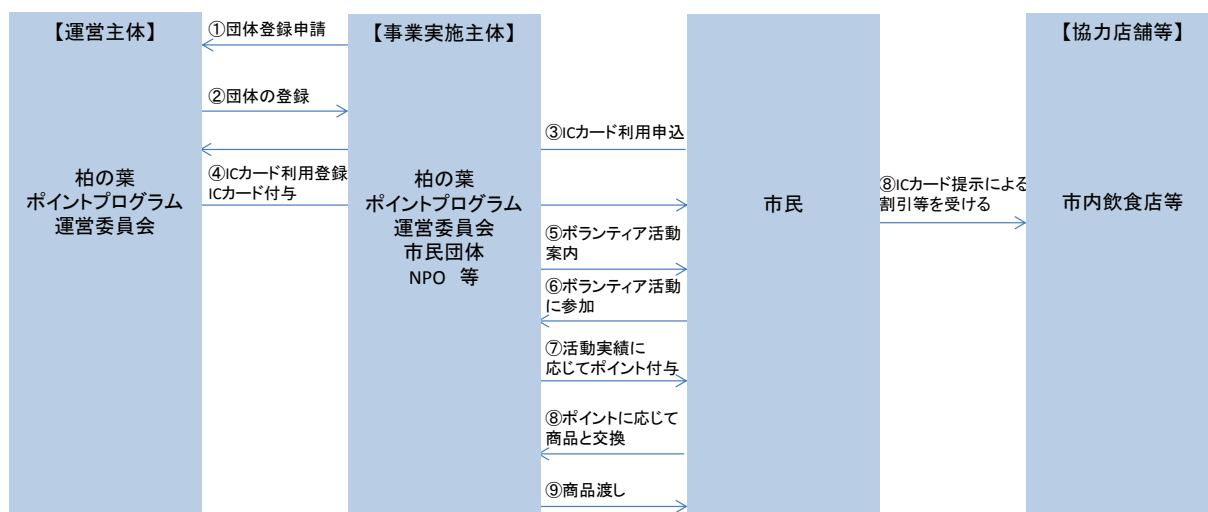
現在、柏の葉地域には、4,000 名が居住し、その内、690 名が独自仕様の IC カードを保有している。平成 29 年度には、1,000 名にまで増やすことを目標としている。

ポイント付与対象事業は、柏の葉地区の地域コミュニティ創造に資する「環境」「健康」「創造」「交流」のキーワードに沿ったものを、NPO 等の事業実施主体からの申請に基づき、実行委員会が都度、審査及び認定している。

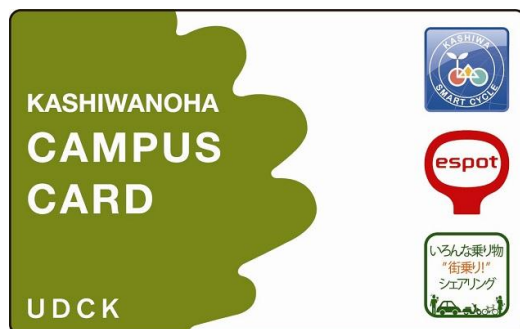
制度運用が始まって、まだ日が浅いものの、参加者数が増加している要因として、運営主体は、キャンパスがある東大・千葉大と連携して市民講座を開設し、ボランティア活動の重要性を学ぶ場を設定している点を挙げている。

また、今後の課題としては、(1) 実行委員会プロパー職員 3 名と財団法人柏市まちづくり公社からの出向者 1 名の計 4 名で当事業を運営していることから、ポイントの活用メニューの開発(市民が保有するポイントを利用できる店舗等の開拓)がなかなかすすんでいない点、(2) 地域にある他のポイントシステム(省エネ活動)との統合による利便性を向上させる点、(3) ポイントの利用可能店舗を開拓し、顧客の総客の対価としての参加料の徴収等、ポイント財源の確保、を挙げている。

<事業全体図>



<柏の葉キャンパスカード (IC カード) >



(3) 埼玉県鶴ヶ島市

●制度概要

事業名	まちづくりポイント制度
開始時期	平成 21 年 4 月～
運営主体	鶴ヶ島市
財源負担	鶴ヶ島市
活動目的	市民の社会貢献活動や地域活動への参加を促進
活動内容	・市主催事業や市民との協働で実施する事業、健康・福祉施設などで行われるボランティア事業等に市民（小学生以上）が参加した際、ポイントを付与。 ・事業への関わり方（事業の企画等主体的に関わる者、当日のボランティアスタッフ、イベントの来場者等）とそれぞれの関与した日数や時間、回数によって付与するポイント数が決められている。 ・貯めたポイントは、100 ポイントごとに「まちづくりクーポン券（100 円相当）」と交換でき、市内公共施設の利用料や市内循環バスの運賃、一部の市内飲食店の飲食代金として利用できる他、ポイントごとに地域産品（鶴ヶ島サイダー等）との交換も可能。
利用媒体	IC カード（独自カード、交通系 IC カード）、スタンプ帳

鶴ヶ島市は、東京都のベッドタウンとして発展したため、団地の高齢化が進展（高齢化率：22％）し、団地の高齢化の支え合いを促進することの必要性から、その活動を促進すること目的に平成 19 年度から「まちづくりポイント制度」を開始している。また、鶴ヶ島市は総務省の補助事業をベースに、平成 21 年 4 月から市独自の IC カードを活用した制度運用を始めている。

元々、団地の集会所などでボランティア活動が活発であった素地があり、ポイント導入後もボランティア活動が活発に行われている。ポイント導入時は、一部のボランティアスタッフから、「ボランティアは無償で行うもの」との反発もあったが、現在は認識が広まり、特に不満の声はない。

ポイントは、独自の IC カード、交通系 IC カード（Suica、PASMO）、紙のスタンプ帳の 3 種類で運用している。ポイントは、鶴ヶ島市が IT 化を推進するために出資している株式会社地域協働推進機構が管理運営するサーバーで一括管理をしており、IC カードからは付与されている ID を読み取り、ポイント数を管理している。また、スタンプ帳に付与されたポイントについては、市職員 2 名がエクセルでポイント数を管理し、その情報をサーバーに反映させている。なお、交通系 IC カードの利用にあたっては、市は IC カード発行元に対してライセンス料を毎年支払っている。

また、本事業の開始当初、スタンプ帳によるポイントを管理していたが、上記の補助事業を契機に独自 IC カードを開発し、参加する市民にスタンプ帳から独自 IC カードに移行を推奨している。

市長が指定したボランティア活動に参加すると、ポイントが付与され、溜めたポイントは、市内飲食店の割引、市内循環バスの利用券（まちづくりポイントクーポン）、商品との交換（お菓子

セット、タオルセット等)、市民活動への寄付に利用することができる。

運営主体は、事業の円滑な運営の要因として、市民のボランティア意識の醸成を行ってきた点を挙げ、今後に向けては、市内で利用可能な店舗の開拓など、ポイント利用者の利便性の向上が重要と認識している。

＜年度別ポイント発行事業数、延発行者数、発行ポイント数、カード会員数の推移＞

年度	ポイント 発行事業数 (事業)	延発行者数 (人)	発行ポイント数 (ポイント)	カード会員数 (人)
平成 21 年度	28	1,161	2,700	704
平成 22 年度	62	8,849	15,781	1,255
平成 23 年度	55	10,010	25,641	1,545
平成 24 年度	104	18,130	145,608	1,929
平成 25 年度	106	52,725	301,750	3,022

(4) 神奈川県逗子市

●制度概要

事業名	社会参加・市民活動ポイントシステム「Zen」
開始時期	平成 22 年 10 月～
運営主体	逗子市
財源負担	逗子市
活動目的	市民活動やボランティア活動への参加意欲を高め、これまで活動に縁遠かった市民をはじめ、より多くの市民が参加するきっかけづくりに役立てる。
活動内容	・市が定めたポイント交付対象活動に参加したボランティアスタッフに 1 回につき 100 円相当のポイント券（Zen）を配布。 ・ポイント券は、市の市民交流センターやギャラリー等の施設利用料の支払いに充当したり、市内加盟店で利用可能な買い物券「逗子しおかぜ地域貢献カード」に交換（Zen5 枚＝500 円分）可能。また、Zen を応援したい団体等へ直接寄附することも可能。
利用媒体	ポイント券

逗子市では、平成 22 年 10 月から「市民活動ポイントシステム」の運用を開始している。このシステムは、市の補助事業整理を通じた財政再建の議論からスタートしている。

逗子市は、市長が指定したボランティア活動に市民が参加することにより、ポイント（Zen）を付与し、市民が保有するポイントは市内体育施設等で利用することができる。また、市民が保有するポイント（Zen）は、市内商店街が発行するポイント（しおかぜカード：磁気カード）と交換することができる。

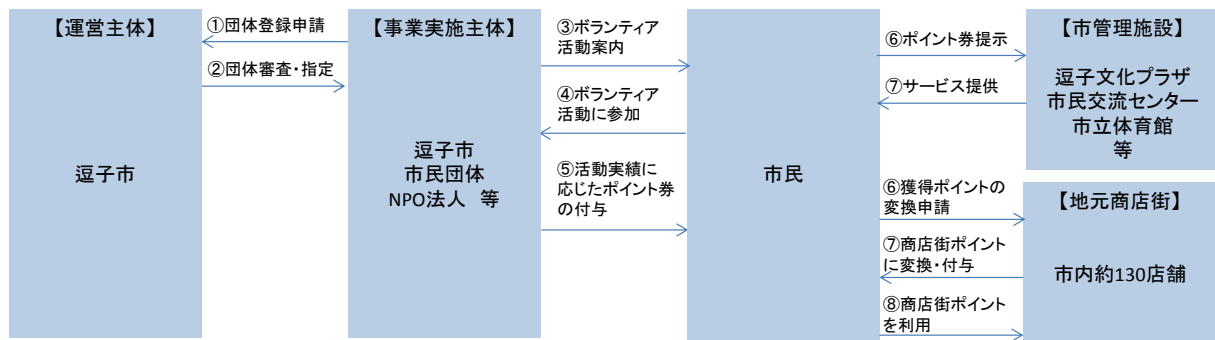
現在は、市の重点施策である「予防」「スポーツ」に市民を誘導したいため、施策と関連する事業をポイント付与事業として指定し、逗子市はポイントシステムを活用して市民を重点施策に意図的に誘導している。

ボランティア事業等の活動団体は、市に対してポイント付与事業として認定申請し、市が設置した審査委員会で審査し、市長がポイント付与事業として認定する。審査のポイントとして、多くの活動団体にポイントシステムを活用した事業の自立を支援するために、複数回申請している団体については、認定の順位を下げるなどして、活動団体がポイントシステムありきで事業を組み立て、結果として活動団体が補助金体質にならないよう配慮している。

ポイントシステムの利用をてことして、活動団体の中には、補助金に依存しない自立的な活動ができるようになった団体もある。

今後に向けて、ポイント利用については、商店街との連携により実施しており、十分と考えているが、ポイント（≡商店街ポイント）の流通量を増やすべく、従来の補助事業をポイント事業に変換していきたいと考えている。また、ポイント付与事業、変換手続き等で分かりにくさがあり、市民への PR 活動を徹底したい。

<事業全体図>



<配布しているポイント券（Zen）>



(平成 26 年度発行版 サイズ：縦 6.0cm 横 10.5cm)

(5) 岐阜県可児市

●制度概要

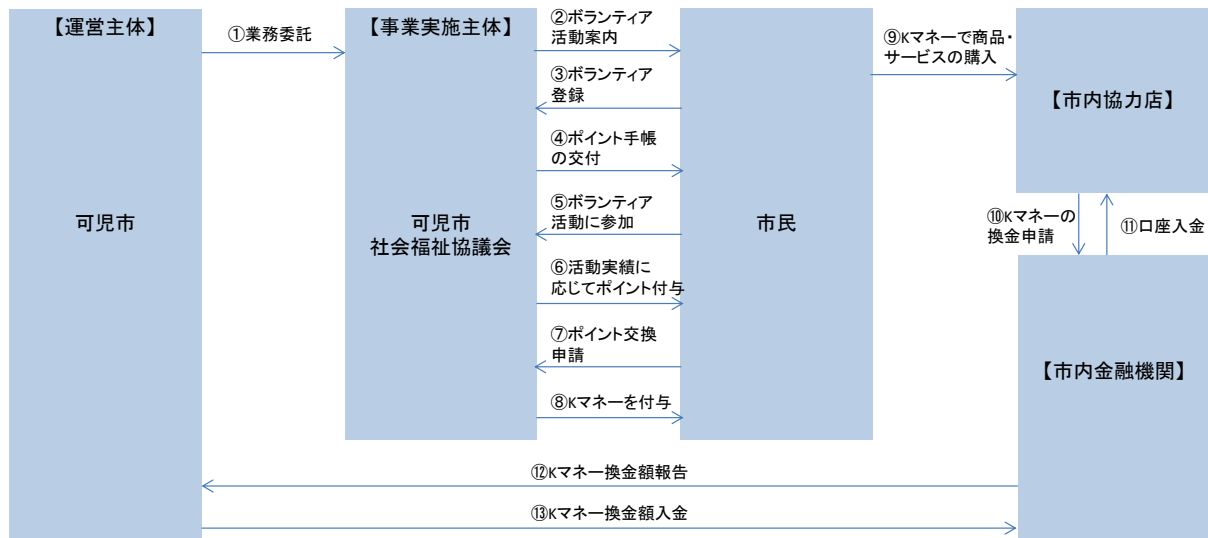
事業名	可児市地域支え愛ポイント制度
開始時期	平成 26 年 4 月～
運営主体	可児市
財源負担	可児市
活動目的	ボランティア活動を行う市民の地域貢献の奨励及び支援を図り、並びに高齢者の介護予防を推進する
活動内容	・登録ボランティアが、市が指定した対象ボランティア活動を行った場合に、原則として対象ボランティア活動 1 時間につき 1 ポイントを登録ボランティアに付与（1 日最大 2 ポイントまで）。 ・登録ボランティアは、ポイント交換を申し出ることにより、貯めたポイントを地域通貨（K マネー）に 1 ポイント 100 円で交換することができる（交換は 10 ポイント単位で年度ごとに 100 ポイント（10,000 円）が上限）。 ・地域通貨への交換の他、ポイントを 10 ポイント単位で市又は管理機関に寄附することができる（寄附先を指定でき、無指定の場合は市に寄附）。
利用媒体	ポイント帳、ポイントシール

可児市では、2 年に渡る制度設計期間を経て、平成 26 年 4 月より「可児市地域支え愛ポイント制度」を開始している。実施主体は、可児市であるが、商工会議所・市内金融機関等と密接に連携し、市民活動の活性化と地域経済の活性化の両輪を当初より念頭において制度設計した

運用開始 3 ヶ月が経過したが、順調なスタートを切れた要因として、(1) ポイント流通量/K マネー流通量の増加を意識した取組を積極的に行ってきた点、(2) ポイント付与対象事業を、市の重点分野である介護分野と子育て分野に限定しているので活動が浸透しやすい点、(3) 市内 14 地域にボランティアコーディネータ（社福法人在籍の若手）を配置し、市からボランティア事業実施に係る業務委託を受けた社会福祉法人可児市社会福祉協議会と地域高齢者等の活動に参加市民をコーディネートしたり、事業実施にあたってのサポートを行い、ボランティア活動を促進している点が挙げられる。

今後の課題は、ポイント利用者の利便性向上をめざし、ポイント流通量、K マネー流通量の更なる拡大に向けた取り組みを進める点、現在、市内金融機関のボランティアに依存している K マネーを管理している金融機関の事務負担の取り扱いが課題として挙げられている。

<事業全体図>



第3章 市民団体へのアンケート調査結果

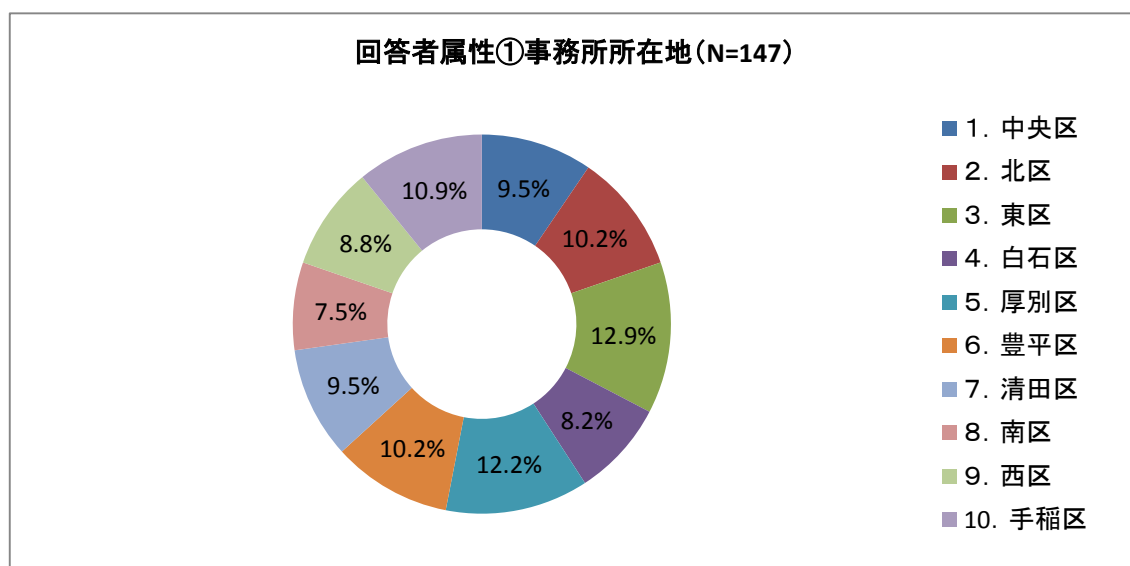
本章では、本市における社会貢献活動の主な実施主体となっている、市内の NPO 法人を対象に、ポイント制度に関するアンケート調査を行った。以下に調査概要と調査結果の概要を示す。

1. 調査の概要

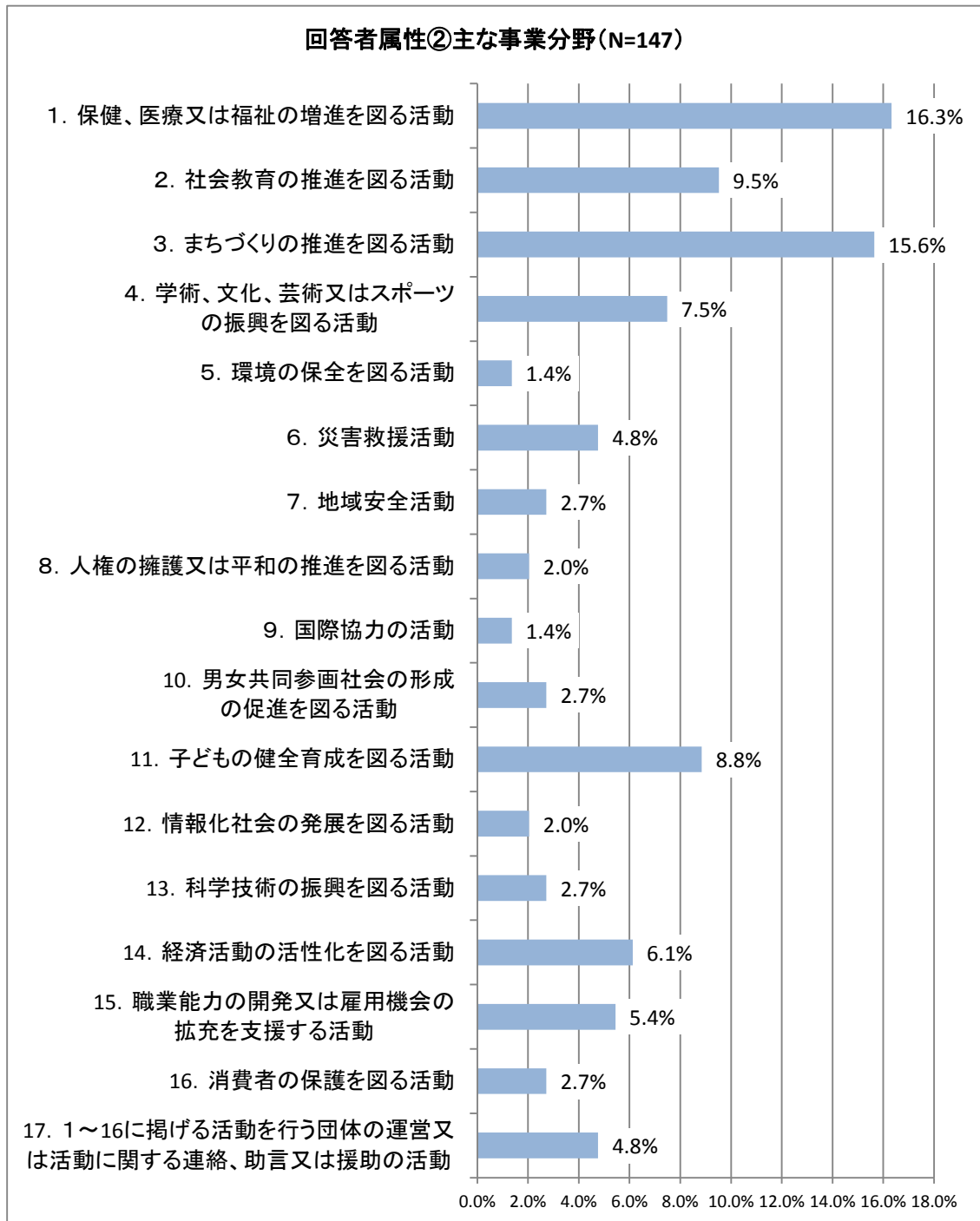
- 調査対象：札幌市が所轄庁となる特定非営利活動法人数 912 法人（平成 26 年 9 月末時点）の中から無作為に抽出した 300 法人
- 調査方法：郵送発送・回収
- 実施時期：平成 24 年 10 月
- 回収結果：147 法人（回収率：49.0%）

2. 調査結果の概要

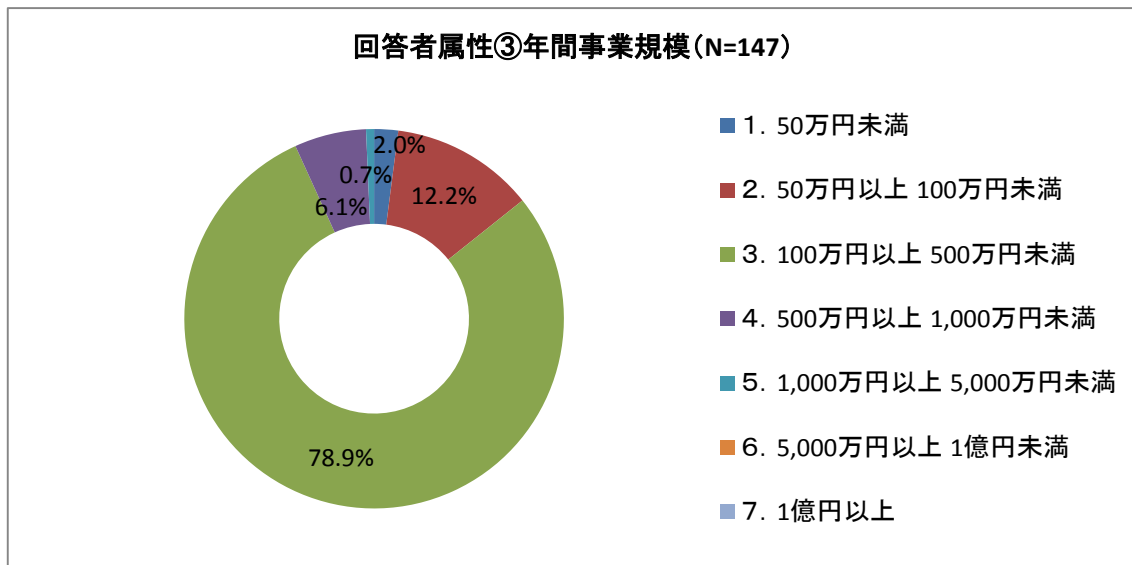
(1) 回答者属性



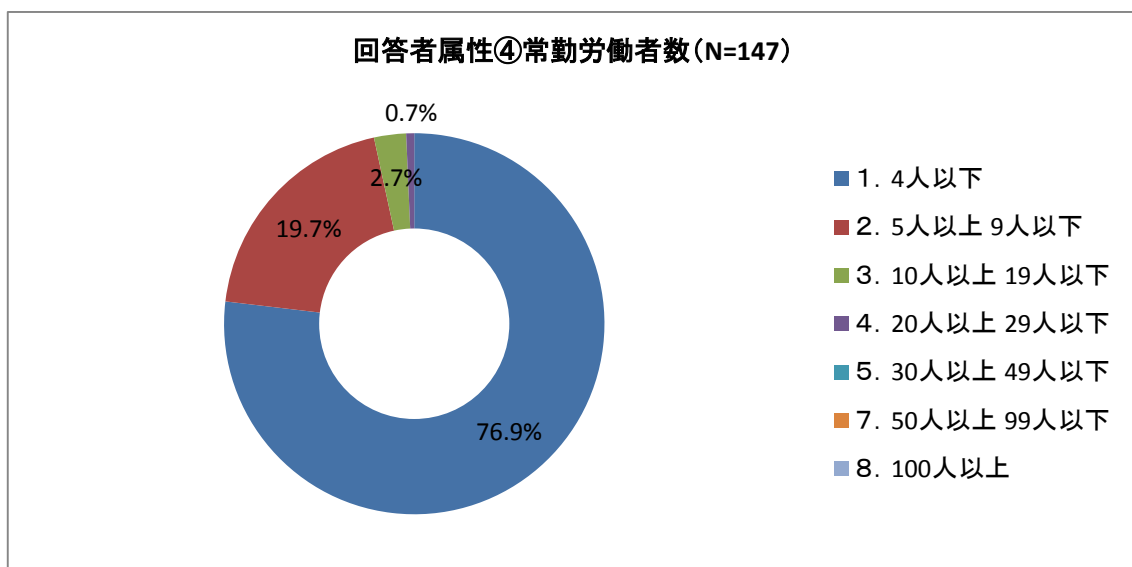
調査対象の NPO 法人の主たる事務所所在地について尋ねたところ、市内 10 区のそれぞれの区に事業所を構える団体から偏りなく回答を得られた。



特定非営利活動促進法が定める特定非営利活動により分類した主たる事業分野について尋ねたところ、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行う団体が 16.3%となり、次いで「まちづくりの促進を図る活動」を行う団体が 15.6%となった。

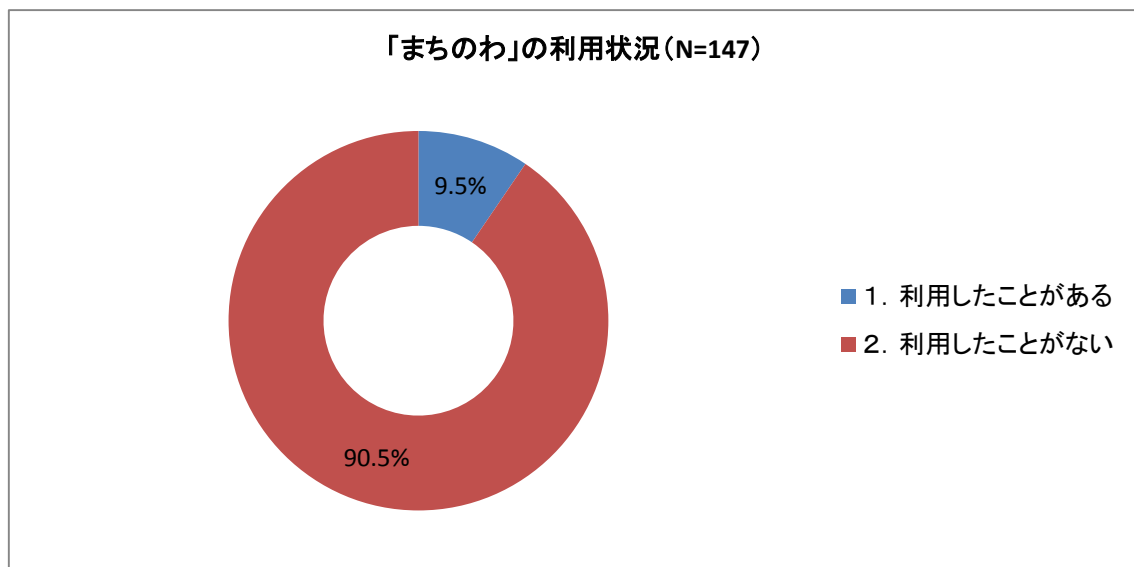


年間事業規模を尋ねたところ、回答者の 78.9%が「100 万円以上 500 万円未満」で事業活動を行っている。また、500 万円未満を合計すると回答者の 93.1%となった。

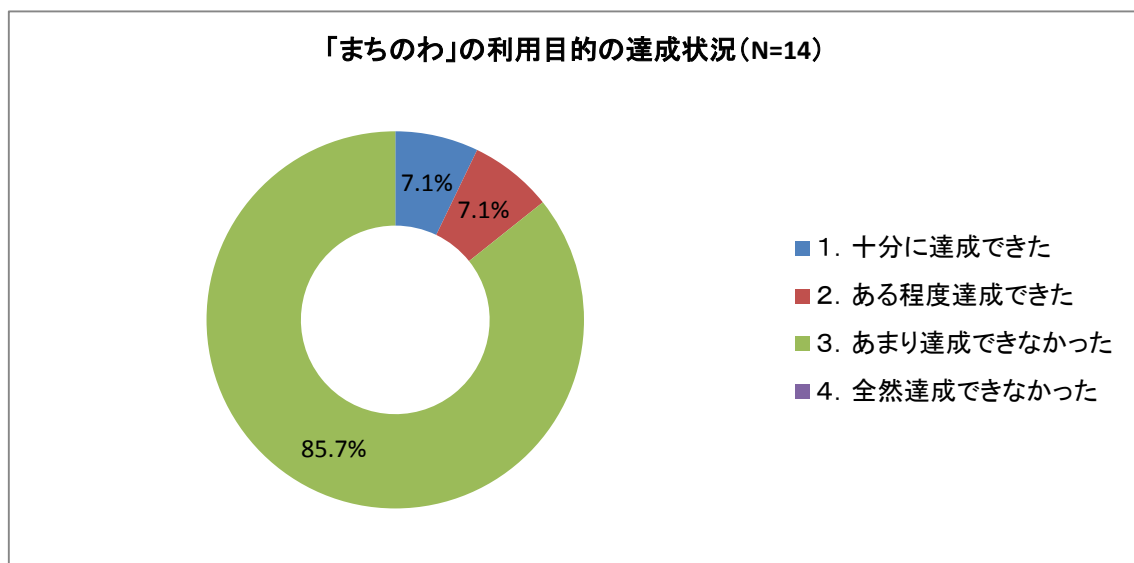


常勤労働者数について尋ねたところ、回答者の 76.9%が「4 人以下」と回答した。また、9 人以下を合計すると回答者の 95.6%となり、少人数で事業活動を行っていることが伺われた。

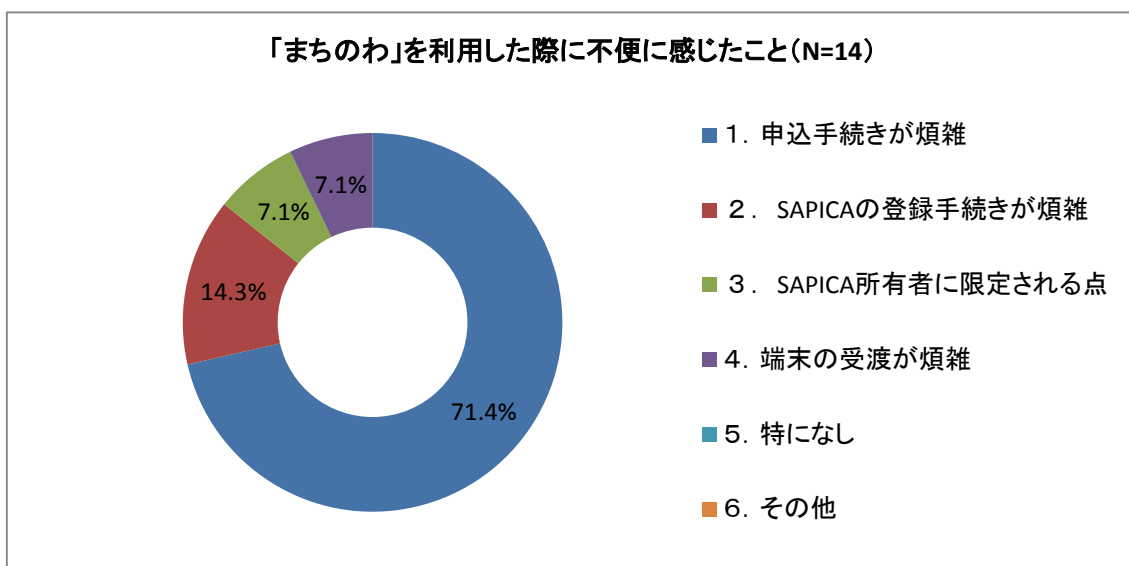
(2)「まちのわ」の利用状況等



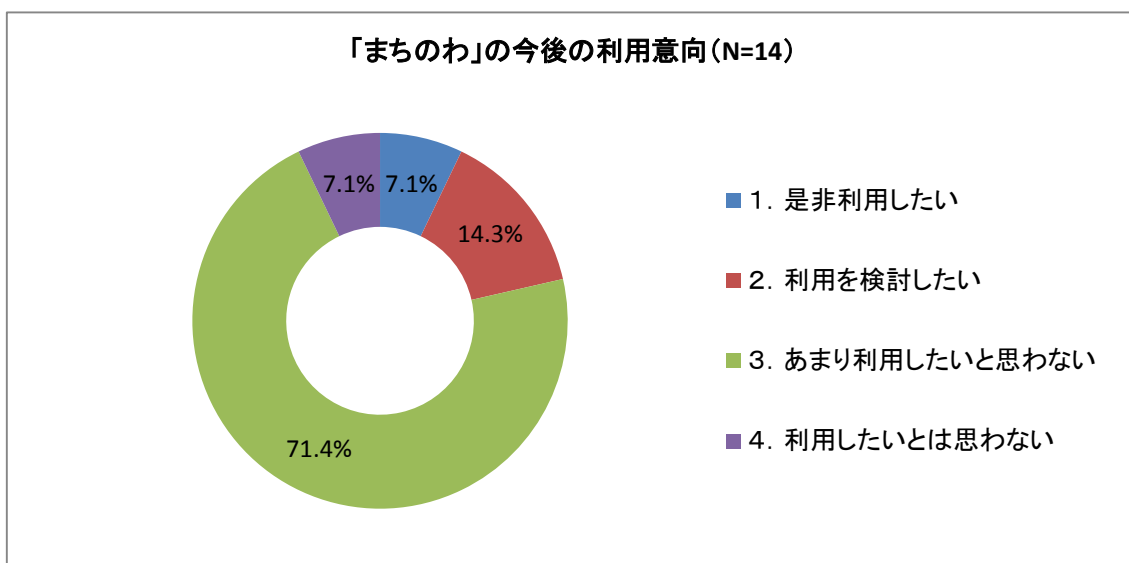
「まちのわ」の利用状況について尋ねたところ、回答者の 90.5%が「利用したことがない」と回答した。



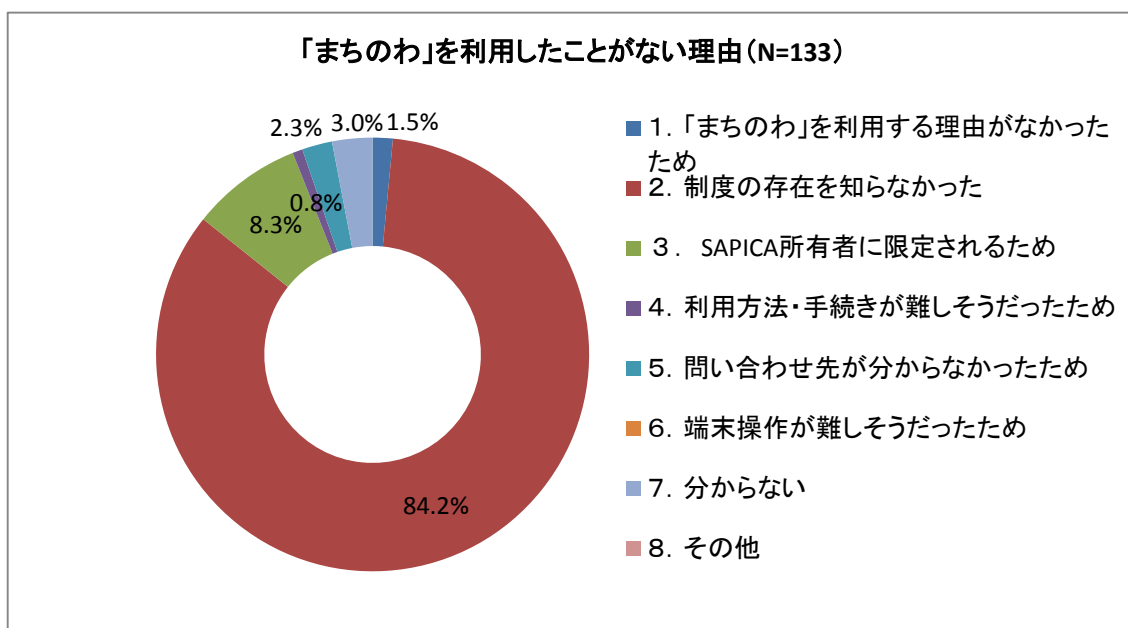
「まちのわ」を利用したことがあると回答した団体に対して、利用した際の利用目的の達成状況について尋ねたところ、「あまり達成できなかった」と回答した団体が 85.7%いた。



「まちのわ」を利用したことがあると回答した団体に対して、利用した際に不便に感じたことについて尋ねたところ、「申込手続きが煩雑」と回答した団体が 71.4%となった。次いで、「SAPICAの登録手続きが煩雑」と回答した団体が 14.3%となった。

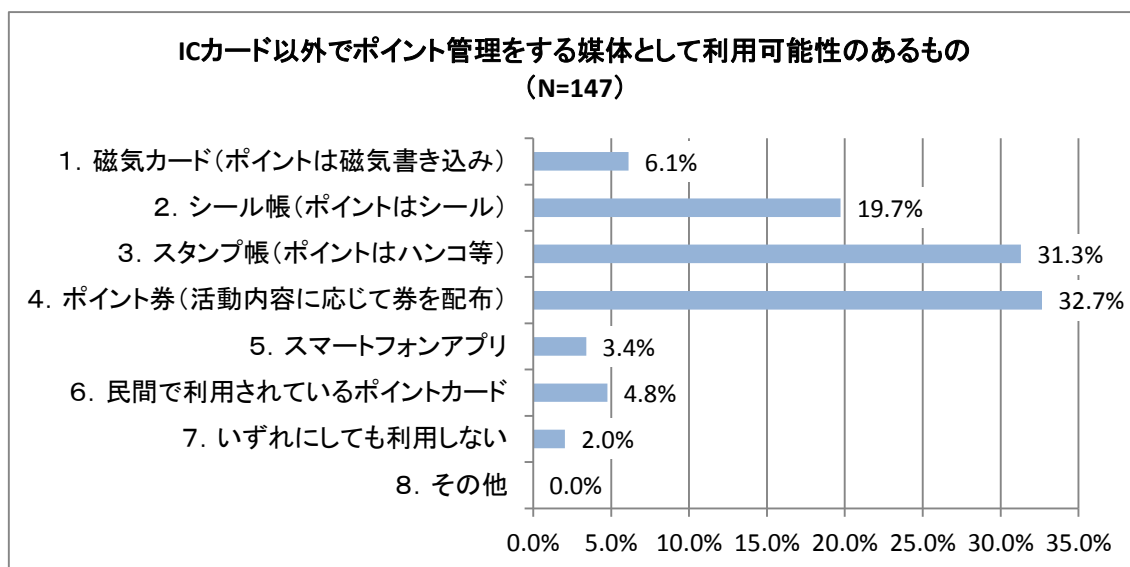


「まちのわ」を利用したことがあると回答した団体に対して、今後の利用意向を尋ねたところ、「あまり利用したいとは思わない」と回答した団体が 71.4%となった。「是非利用したい」「利用を検討したい」と今後の利用意向として前向きな回答は、全体の 21.4%に留まった。



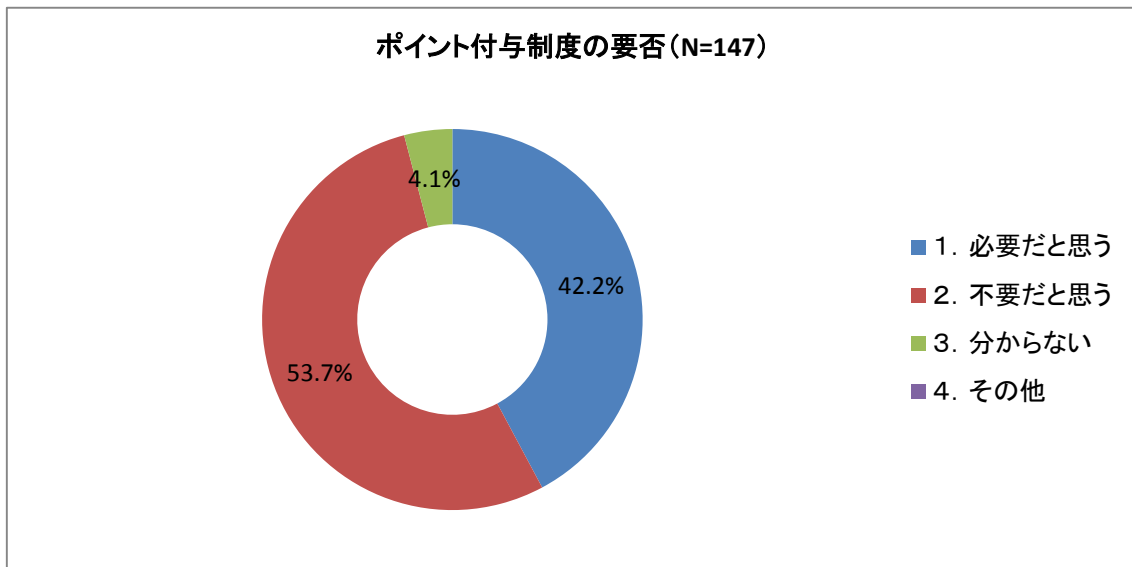
「まちのわ」を利用したことがない団体に対して、「まちのわ」を利用したことがない理由について尋ねたところ、「制度の存在を知らなかったため（84.2%）」が最も多い回答だった。

(3) 今後のポイント制度の検討にあたっての利用媒体、運営主体、費用負担

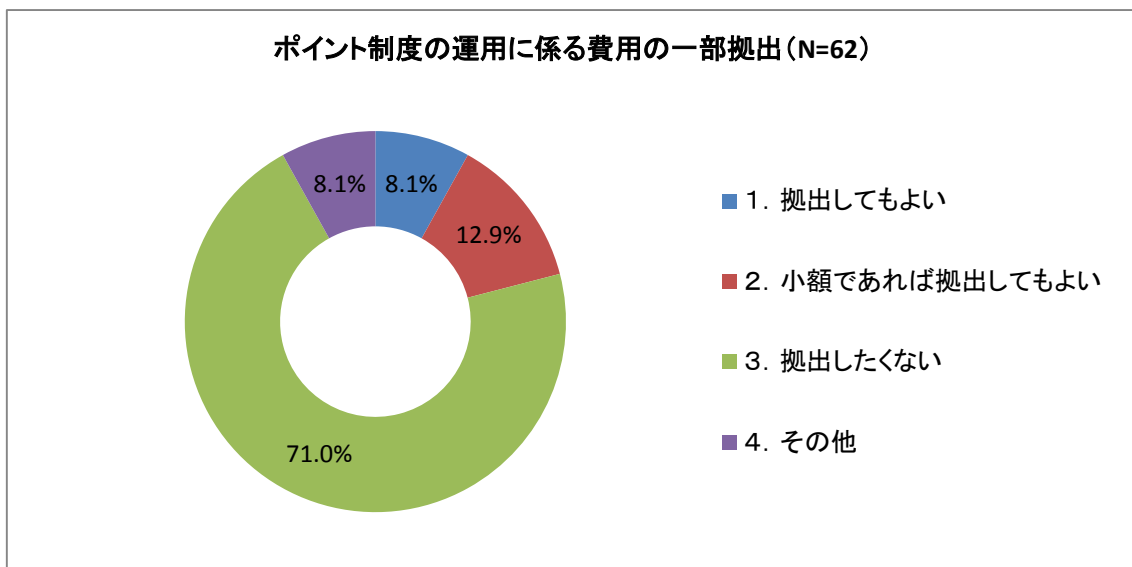


今後のポイント制度を検討する上で、ポイント管理の媒体として利用可能性のある媒体について尋ねたところ、「ポイント券（32.7%）」、「スタンプ帳（31.3%）」と回答した団体が多かった。次いで「シール帳（19.7%）」と回答した団体が多かった。

ポイント券やスタンプ帳、シール帳などのアナログな媒体への回答が多かった一方、「磁気カード（6.1%）」、「民間で利用されているポイントカード（4.8%）」、「スマートフォンアプリ（3.4%）」と非アナログな媒体を選択した団体は多くなかった。

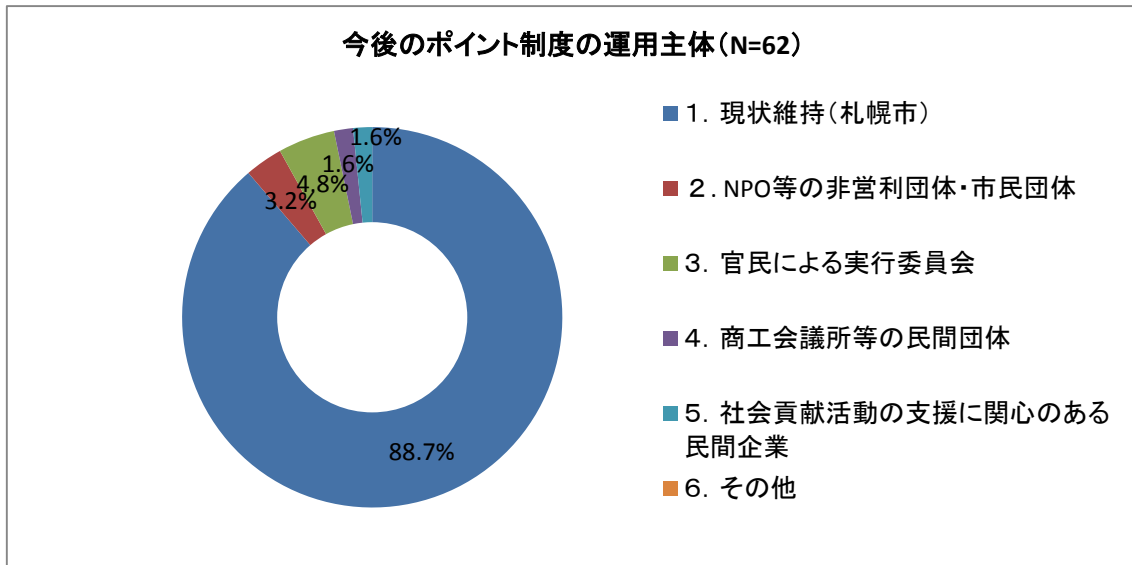


市民による社会貢献活動を促進するためのインセンティブとしてポイントを付与する制度の要否について尋ねたところ、回答者の 53.7%が「不要だと思う」と回答した。一方、「必要だと思う」と回答した団体も 42.2%いた。

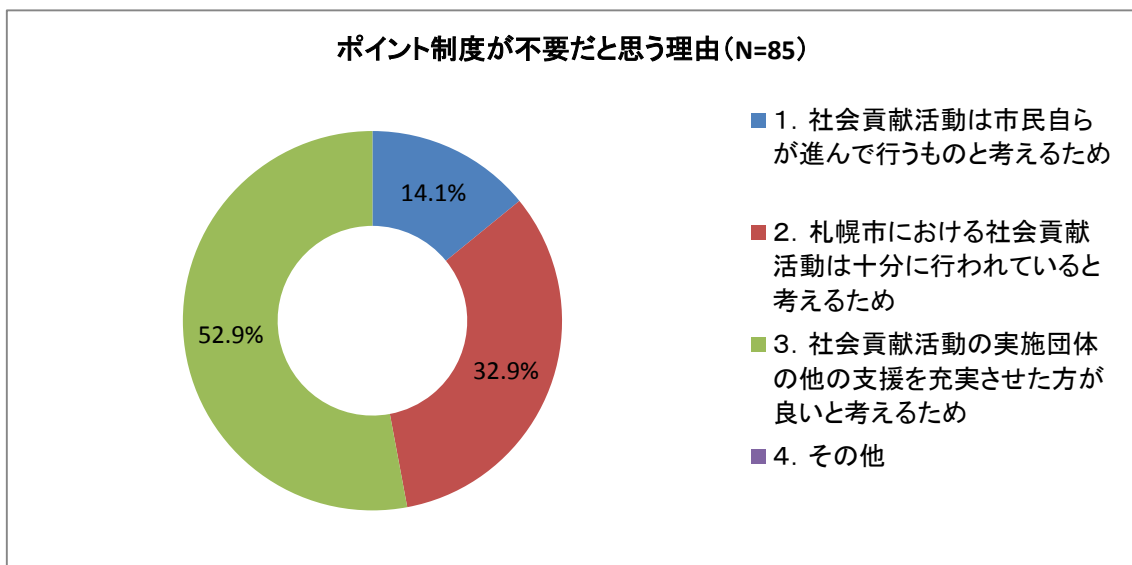


ポイント付与制度が必要であると回答した団体に、ポイント制度の運用に係る費用の拠出について尋ねたところ、71.0%の団体が「拠出したくない」と回答した。

他方、「拠出してもよい (8.1%)」、「少額であれば拠出してもよい (12.9%)」と拠出に前向きな回答をした団体は合計で 21.0%いた。

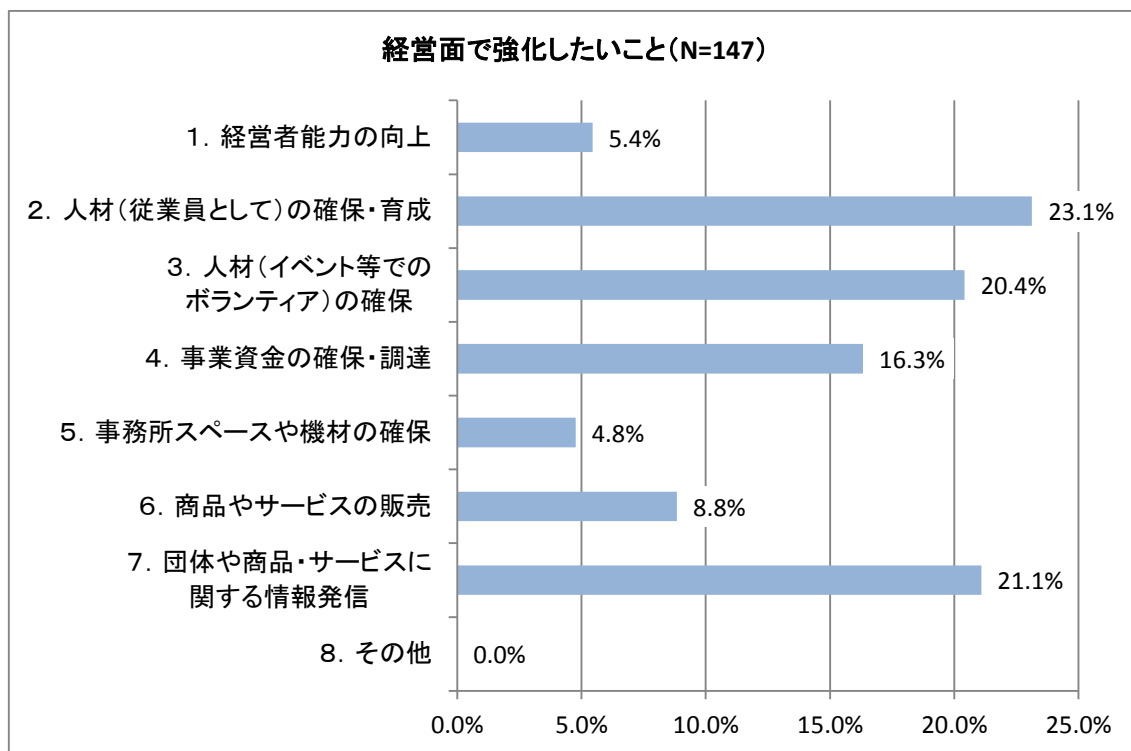


ポイント付与制度が必要であると回答した団体に、今後のポイント制度の運用主体について尋ねたところ、88.7%の団体が「現状維持（札幌市）」と回答した。

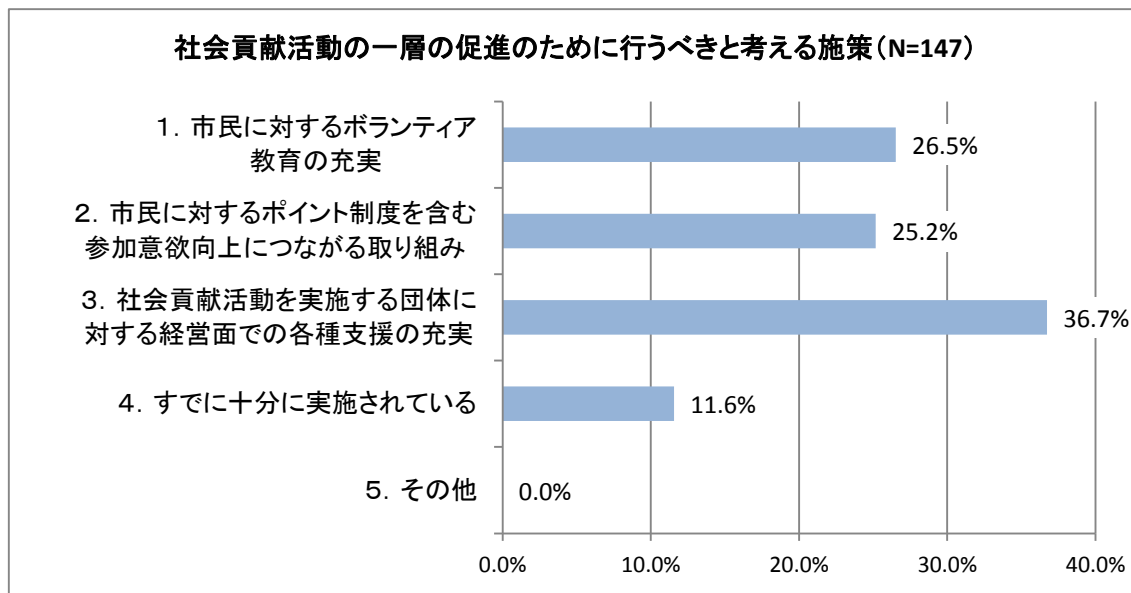


ポイント付与制度が不要であると回答した団体に、その理由について尋ねたところ、約半数の52.9%の団体が「社会貢献活動の実施団体の他の支援を充実させた方が良いと考えるため」と回答した。また、32.9%の団体は「札幌市における社会貢献活動は十分に行われていると考えるため」と回答した。

(4) その他



経営面で強化したいことについて尋ねたところ、「人材(従業員として)の確保・育成(23.1%)」、「人材(イベント等でのボランティア)の確保(20.4%)」と人材に関する点について強化したいと考える団体が多かった。また、「団体や商品・サービスに関する情報発信(21.1%)」についても強化したいと考える団体が多かった。



社会貢献活動の一層の促進のために行うべきと考える施策について尋ねたところ、「社会貢献活動を実施する団体に対する経営面での各種支援の充実」が36.7%と最も多い回答であった。また、市民向けの施策として「市民に対するボランティア教育の充実(26.5%)」、「市民に対するポイント制度を含む参加意欲向上につながる取り組み(25.2%)」についても一定の回答数があった。

第4章 今後のポイント制度の検討

本章では、今後、本市が社会貢献活動を促進するために実施するポイント制度について、ポイントの付与対象活動、ポイントの付与・交換方法、財源等について検討する。

1. ポイント付与対象活動の検討

ポイント付与対象活動の検討を行うにあたり、札幌市の各部局が実施している事業において、参加者・団体等にインセンティブを付与して事業促進を図っている取組内容、事業概要、インセンティブ付与対象者や内容等について、市長政策室の協力を得て、庁内アンケート調査を実施した。図表1に回答一覧を記載する。

図表1 庁内アンケート調査の回答一覧

部局名	課名	事業名
市長政策室	広報課	(1) 札幌市公式ホームページ利用者アンケート (2) 広報モニター (3) 広報さっぽろ読者クイズ・プレゼント
	市民の声を聞く課	(4) ふらっとホーム～市民と市長の2 時間談義 (5) 広聴リポーター制度
市民まちづくり局	市民活動促進担当課	(6) 市民まちづくり活動促進基金（さぼーとほっと基金）
	市民自治推進課	(7) 「平成 26 年度町内会加入促進啓発事業」企画運営業務
財政局	税制課	(8) 平成 26 年度口座振替加入促進キャンペーン
保健福祉局	国保健康推進担当課	(9) 札幌市国保特定健診「とくとくキャンペーン」
	健康企画課	(10) 食育学生ボランティア派遣事業 (11) 市民交流ウォーキング大会 (12) ウォーキング推進キャンペーン事業
環境局	ごみ減量推進課	(13) 集団資源回収奨励金 (14) 資源物及び生ごみ堆肥拠点回収事業
	業務課	(15) ごみステーション管理機材購入費助成事業 (16) 箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業 (17) スケルトン型ごみ収集車の愛称募集
	事業廃棄物課	(18) 事業系資源ごみ回収ボックス設置費補助事業 (19) 合併処理浄化槽設置整備補助事業 (20) 合併処理浄化槽維持管理費補助事業
	環境計画課	(21) さっぽろ節電・省エネキャンペーン
	環境対策課	(22) 水辺の活動発表会
	みどりの推進課	(23) 一家庭一植樹運動推進事業
		(24) さっぽろ都心みどりのまちづくり助成制度 (25) 緑の協定
観光文化局	札幌ドーム	(26) 札幌ドームメンバーズクラブご入会・ご紹介キャンペーン (27) 2014 札幌ドームスタンプカード
	施設課	(28) 100K ウォーク
建設局	経営管理課	(29) 下水道モニター (30) 下水道河川写真募集
水道局	総務課	(31) 水道モニター
北区	保健福祉課	(32) 北区障がい児童文化作品展
豊平区	維持管理課	(33) 冬みちアドバイザー認定講座
清田区	地域振興課	(34) きよたにちなんだお菓子制作事業
南区	総務企画課	(35) ふらっとホームin 南区 (36) みなみ区チャレンジパズル！

庁内各部局が実施する36の事業において、事業への参加者・団体、協力者に対してインセンティブを付与していることが明らかとなった。各事業への参加者・団体、協力者の活動形態及び付与しているインセンティブの内容について、図表2に整理した。

図表 2 インセンティブを付与して事業促進を図っている庁内事業の参加者・団体等の活動形態と付与しているインセンティブの内容

		付与しているインセンティブの内容			
		現金	プリペイドカード	商品	その他
活動形態	活動参加	環) 集団資源回収奨励金 ⇒集団資源回収実施団体	政) ふらっとホーム⇒参加者 政) 広聴リポーター制度⇒参加団体・大学 保) 食育学生ボランティア派遣事業⇒食育活動参加者 環) 水辺の活動発表会⇒事例発表団体 建) 下水道モニター⇒連絡会等参加者 建) 下水道河川写真募集⇒受賞者 清) お菓子創作事業⇒イベントボランティア	保) 市民交流ウォーキング大会⇒大会参加者 環) 節電・省エネキャンペーン⇒参加市民 環) 一家庭一植樹運動推進⇒イベント参加者 観) 札幌ドームスタンプカード⇒施設利用者 観) 100Kウォーク⇒大会参加者 北) 障がい児童文化作品展 ⇒参加児童 豊) 冬道アドバイザー	保) ウォーキング推進キャンペーン⇒スタンプラリー参加者 環) 資源物及び生ごみ堆肥拠点回収事業⇒資源物等を持ち込んだ市民
	アンケート等応募		政) 札幌市HP 利用者アンケート⇒アンケート回答者 政) 広報モニター⇒広報モニター 環) スケルトン型ごみ収集車愛称募集⇒愛称応募者 水) 水道モニター⇒アンケート回答者 南) みなみ区チャレンジパズル⇒チャレンジパズル解答者	政) 広報さっぽろ読者クイズ ⇒クイズ解答者 市) 町内会加入促進啓発イベント ⇒アンケート回答者 観) 札幌ドームメンバーズクラブ入会 ⇒会員組織入会者及び紹介者	
	商品購入・制度利用	環) ごみステーション管理機材購入費助成⇒管理機材購入者 環) 箱型ごみステーション設置費助成⇒箱型ごみステーション購入者 環) 事業系資源ごみ回収BOX 設置費補助⇒回収BOX 購入団体 環) 合併処理浄化槽設置整備補助⇒合併処理浄化槽設置者 環) 合併処理浄化維持管理費補助⇒合併処理浄化槽管理者 環) 都心みどりのまちづくり助成⇒民有地緑化事業者	財) 市税口座振替加入⇒新規の口座振替申込者		保) 国保特定健診とくとくキャンペーン⇒特定健診受診者
	その他		市) さぼーとほっと基金【感謝状】⇒寄付者	環) 緑の協定⇒協定締結団体	

※「部局名)」「事業名」⇒「インセンティブの付与対象者」の順に記載している。

図表 2 に示すとおり、本市の各部局が実施している事業では、環境分野における設備導入など実質的な現金の支出が伴う事業の中には、市民の支出の「一部補助」の位置づけとして現金支給を行っている事業もある。また、各種モニター等事業遂行上の協力者を確保するために、業務に対する「謝礼」としてプリペイドカードをプレゼントするなどインセンティブを付与しているケースもある。さらに、不特定多数の市民が参加するイベント等においては、参加者確保を目的として「粗品」を贈呈している事業もある。

上記のように、本市各部局においては、事業をより円滑に遂行するために、現金やプリペイドカード、商品等を事業参加者確保のためにインセンティブを付与していることが明らかとなった。

本市が将来の地域ポイント制度を設計する際、ポイント付与事業の選定にあたっては、他都市類似事例でも行われていたとおり、ポイントの財源が自治体であることから、政策の具体的な遂行の手段として重点施策の実施と連動させて地域ポイントを活用するなどの事業の絞込みが必要と思われる。

本市の場合、札幌市のまちづくりの基本的なビジョンとして、平成 25 年にとりまとめられた「札幌市まちづくり戦略ビジョン」に記載されている「地域」「経済」「子ども・若者」「安全・安心」「環境」「文化」「都市空間」の 7 つの分野に該当する事業を優先的に選定していくなどの、戦略的にポイント付与対象事業の絞込みが必要と思われる。

また、地域ポイント制度を設計・運用するにあたっては、制度に関わる NPO 等の市民団体や事業に参画する市民等に分かり易く設計することは非常に重要なポイントである。制度設計が複雑になればなるほど、潜在的な社会貢献活動に参加する市民の理解を得ることが難しくなる。そうした意味からも、制度運用開始当初は、上記に述べた重点分野の中でも、さらにポイント付与対象事業を絞り込み、潜在的な参加者に対してしっかりと告知を行い、成功事例を作ることが肝要である。

他方、ポイント制度を利用する市民の視点に立ちポイント付与対象活動を検討する場合、これまで社会貢献活動に参加したことがない市民に対する「きっかけ」や、過去に参加したことがある市民による継続的な取り組みとするための「楽しみ」の要素が求められる。

「きっかけ」については、社会貢献活動を実施する団体が、想定する参加者の参加意欲を促すような事業企画（実施内容・実施場所・実施日時等）を行うとともに、ポイント制度運用者と協力しながら、主たる参加対象者に情報として確実に伝えることが重要となる。

他都市類似事例の鶴ヶ島市では、団地の高齢者を対象とした健康づくり活動を、高齢者が参加しやすいように団地内の集会所で実施したり、参加しやすい実施時間帯を設定するなどの工夫をするとともに、ポイント制度運用者と協力しながら広報活動を行っている。また、可児市では、重点政策分野である高齢者向け事業や子育て世帯向け事業を中心にポイント付与対象を実施しているが、参加対象者が社会貢献活動に参加しやすい

ように市内各所にボランティアコーディネーターを配置し、イベント情報を直接提供するなどして、地域ポイント制度と併用した社会貢献活動への参加の「きっかけ」づくりを行っている。

また、「楽しみ」については、社会貢献活動に参加した結果得られる満足感が継続して参加するモチベーションにつながることは言うまでもないが、継続的な取り組みとするために、社会貢献活動そのものから得られる満足感に加え、スタンプ帳やシール帳などに目に見えてポイントが貯まっていくことも、継続的に活動に参加するモチベーションとなると考えられる。他都市類似事例の稲城市では、獲得したポイントはポイント数に応じて最終的に現金に換える制度となっているが、実際に現金に換える人は一部に限られている。そこで、稲城市の担当者が活動に参加する市民に確認したところ、活動に参加した証としてポイントが貯まることが、喜びに変わり、その結果継続的な活動参加に繋がっているという回答があった。

「貯まる喜び」の観点から、ポイント付与活動の数が、例えば、年に 1 回程度と少なければ、ポイントが貯まるペースが極端に遅く、ポイント付与による参加意識の促進効果は限定的になってしまう。そこで、ポイントの貯まる喜びを維持し、継続的な活動への参加促進とするためには、例えば、少なくとも月 1 回程度、ポイントを獲得できる活動を設定する必要があるだろう。

2. ポイント付与・交換方法の検討

本節では、社会貢献活動に参加した市民に対してインセンティブとして付与するポイントの付与・交換方法について、使用する媒体（シール帳、スタンプ帳、ポイント券、磁気カード、携帯アプリ、IC カード）を比較検討する。

検討にあたっては、ポイント制度の運営者の視点から「初期コスト」「運営コスト」「管理のし易さ」「不正の防止」、利用者（市民）の視点から「利用のし易さ」「達成感の分かり易さ」の6項目について検討する。

（1）シール帳、スタンプ帳、ポイント券

初期費用については、シール帳へのシールの貼付、スタンプ帳への押印、ポイント券の配布によってポイントを付与する場合、シール帳やシール、スタンプ帳、ポイント券等の紙媒体を使用することから、初期費用は印刷費用のみとなり、非常に低廉に実施することが可能である。また、運営費用については、紙媒体の追加印刷費及び管理に係る人件費が主な費用となる。これらの費用は、事業規模やポイント制度の参加者数にもよるが、比較的低廉に運営することが可能である。

管理のし易さの観点では、シールやスタンプ、ポイント券等を人的に管理し、ポイントを付与した後、ポイント付与数を人的に管理する必要があるため、管理作業が煩雑になることが予想される。

不正の防止については、シールやポイント券は紙媒体であるため偽造の可能性がある、また、スタンプ帳に押印するスタンプについても複製するなどの不正が想定されるため、管理方法やホログラム等の特殊な印刷方法を選択するなどの防止策を考慮する必要がある。他都市の類似事例では、発行するポイント券に通し番号に付与したり、発行年度に合わせてポイント券の色を変えるなどして、運営主体が不正を監視していると市民に思わせ、不正を抑制している他、ホログラム等の特殊印刷を施し、偽造を防止している。

利用者（市民・団体）にとっては、シール帳やスタンプ帳、ポイント券を利用することによって、活動に参加した実績に応じてポイント（シール、押印、券）が実際に貯まることを実感でき、継続的な取り組みに繋がる可能性がある。他方、利用者個々人の管理次第では、シール帳やスタンプ帳、ポイント券を紛失し、獲得したポイントを紛失するというデメリットもある。

（2）磁気カード

初期費用は、カード発行料及び印刷費用の他、磁気カードのリーダーライターを必要台数準備する必要がある。また、運営費用は、付与したポイント数の管理事務費用のみとなる。これらの費用は、事業規模やポイント制度の参加者数にもよるが、比較的低廉に運用することが可能であるが、上記（1）に比べると高額となる。

管理のし易さの観点では、プログラムごとに付与ポイント数が変わる場合、リーダーライターの設定を調整する必要があるため、プログラムの設計を工夫しないと管理作業が煩雑になることが想定される。

不正の防止については、リーダーライターで機械的にポイントを付与するため、市民による偽造は簡単ではない。

(3) 携帯アプリ

初期費用は、携帯アプリの開発費用となり、開発規模や対応端末にもよるが、1本 300～500万円程度及び管理用サーバーの構築費用（100～200万円程度）が発生する。また、運用費用は、アプリのメンテナンス費用が発生することから、運用開始及び運用時に高額な費用負担が発生する。

管理のし易さの観点では、サーバーでの一括管理のため、非常に効率よく管理ができるが、専属または兼務でのサーバー管理者を設置する必要があることから、人件費相当の支出が想定される。

運用面においては、活動主体が運営主体から予めパスコード等を入手し、活動参加者に対してそのパスコード等を配布することにより、活動参加者はアプリからポイント登録ができるため、手続きは非常に簡便になる。他方、不正防止について、アプリに登録されたポイントの偽造の可能性は極めて低いものの、パスコード等の付与によるポイント登録時に不正が発生する可能性がある。

(4) IC カード

本市では、既に交通系 IC カード「SAPICA」が普及しているが、「SAPICA」には、バスや地下鉄での利用や市内コンビニエンスストア等での電子マネーの利用に応じて、利用者に公共交通の運賃等として利用可能な「SAPICA ポイント」が付与される仕組みがある。また、本市では、市民活動の促進を目的としたポイントプログラム「まちのわ」が運用され、市民がボランティア活動等に参加した際に得られる「まちのわポイント」を SAPICA で管理している。

しかしながら、同じ媒体（IC カード）でそれぞれのポイントが管理されているものの、ポイントの互換性はなく、ボランティア活動の結果得られた「まちのわポイント」を市民のポイント利用ニーズの高い「公共交通の運賃」として、利用することが現在ではできない。

そこで、既に市民に普及している札幌市 IC カード「SAPICA」を利用する場合、新たに設計するポイント制度で発行するポイントを「SAPICA ポイント」と連動できるように直接記録する仕組みを構築するために、数千万円から数億円単位でのシステム開発費用が発生する。また、運営面では、システムメンテナンス費用や新規発行カード手数料等が想定され、高額な費用負担が発生すると見込まれる。

管理のし易さの観点では、ICT の活用により非常に簡便に行うことが可能であり、不正についても、ほぼ発生しないものと思料される。

【民間事業者によるポイントプログラムの事例① めぐりん】

香川県高松市で運営されている「めぐりん」は、フェリカポケットマーケティング株式会社が提供する「Felica ポケット」を搭載した IC カード「めぐりんカード」を使用媒体として、高松兵庫町商店街振興組合の代表理事らが中心となって立ち上げた「めぐりん事務局」が平成 21 年から運営する地域ポイントプログラムである。

めぐりんカードを保有する市民は、商店街の清掃活動などのボランティア活動への参加や公共

施設を訪問等によって「めぐりんマイル」を受け取ることができ、貯まっためぐりんマイルは商店街での買い物や地域の NPO への寄付、電子マネー WAON との交換などができる。なお、めぐりんマイルの原資は、参加加盟店が負担している。

近年では、市民の健康増進を目的として、歩数計を市民に貸与し、その歩数に応じてめぐりんマイルを付与するなど、市民参加型のメニューを展開し、ポイントプログラムを活用した地域活性化の取組を行っている。

【民間事業者によるポイントプログラムの事例② 「ポイントカード」】

「T ポイント」は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が運営するポイントプログラムである。ポイントプログラム参加者（会員）は、全国の加盟店で商品やサービスを購入するごとにポイントを付与され、貯まったポイントは、加盟店で現金相当として使用することができる。

このポイントプログラムの会員数は全国で約 4,918 万人（2014 年 7 月末現在）、加盟店舗数は全国ナショナルチェーンを含め 113 社約 22 万店舗であり、国内のポイントプログラムでは最大級の会員と加盟店舗数を誇る。

仮に札幌市が地域ポイント制度として、T ポイントのような全国規模のポイントプログラムに参加した場合、会員数が多いため、地域活動参加への呼びかけ範囲が広がるメリットがあるものの、獲得した T ポイントの利用エリアは札幌市内に限定している訳ではないので、市外にポイント（＝ポイント原資である札幌市からの税金）が流出する可能性があるというデメリットもある。また、市内でポイントを利用する場合でも、T ポイント加盟店のみが販売促進のメリットを得られることとなり、加盟店料負担が難しい市内事業者との間で不平等感が出てしまう恐れがある。

図表 3 媒体の評価項目別の評価

評価項目 媒体	初期 コスト	運営 コスト	管理の し易さ	不正の 防止	市民の 利用の し易さ	市民の 達成感の 分かり易さ
シール帳	◎	○	△	△	◎	◎
スタンプ帳	◎	○	△	△	◎	◎
ポイント券	◎	○	△	△	◎	◎
磁気カード	△	△	○	○	○	○
携帯アプリ	×	×	◎	◎	△	△
IC カード	×	×	◎	◎	◎	△

3. ポイント利用メニューの検討

ボランティア活動や社会貢献活動は、参加へのインセンティブとしてのポイント獲得を目的に行われるものでは決してないものの、参加に踏み切れない潜在的な市民の参加を後押しする手段としては、有効であることは、他都市類似事例の項で述べた。地域ポイント制度は、社会貢献活動を促進する手段の位置づけにあるが、ポイントの利用メニューを過度に経済的価値のあるもの

にすると、ポイント獲得が目的となり、本来の趣旨から外れてしまう可能性がある。

そうした意味から、獲得したポイントの利用メニューは、過度に経済的価値のあるものは避けるべきである。

例えば稲城市の事例では、ボランティア活動に参加することにより、最終的には現金の給付を受ける仕組みになっているが、ボランティア活動と現金給付が直接的に結びつかないように、ボランティア活動（時間）がスタンプに変換され、スタンプが評価ポイントに変換され、評価ポイントに応じて現金給付額を決定するという、プロセスをあえて設定し、事業の目的が変質しないようにするために、ボランティア活動と経済的な価値が直接繋がらないような工夫を施している。

他方、社会貢献活動に参加する市民の立場から見ると、ポイントの利用メニューが魅力的でないと、インセンティブとしての意味合いが薄れてしまう。

そこで、過度に経済的価値のあるものを避けながらも、インセンティブとして魅力的なものをポイント利用メニューとして設定する必要がある。以下は設定する際の検討項目である。

- ・制度運用上、財源の制約があることから、利用メニュー確保のために可能な限り支出を抑えられるもの（例：本市が運営している施設の割引券・無料券等）
- ・市民生活で必ず使う、または多くの利用が想定される安価なもの（例：指定ゴミ袋等）
- ・経済的価値の比較を避けるため、一般的に類似商品・サービスが流通していないもの（例：円山動物園年間入場パス）

また、ポイントの付与・交換の媒体として、「SAPICA」を利用する場合、市民のポイント利用ニーズとして高い地下鉄等の公共交通機関で利用できるようにすることは、利便性の確保の点からも必須と思料される。

さらに、社会貢献活動に参加する市民は、貢献意欲が高いことが想定されるため、「さぼーとほっと基金」やポイント制度運用費として、寄付ができるメニュー設定も効果的と思われる。

4. 財源の検討

本ポイントプログラムを運用するにあたり、ポイント付与・交換のための媒体やその媒体を活用するための必要機材、また、運用時には、メンテナンス費用の他、ポイント付与財源の確保が必要となる。

そこで、運営主体別に財源を検討すると、図表 4 のようにまとめることができる。

【参考事例：民間事業者によるポイントプログラムの運営（再掲）】

香川県高松市で運営されている「めぐりん」は、フェリカポケットマーケティング株式会社が提供する「Felica ポケット」を搭載した IC カード「めぐりんカード」を使用媒体として、高松兵庫町商店街振興組合の代表理事らが中心となって立ち上げた「めぐりん事務局」が平成 21 年から運営する地域ポイントプログラムである。

めぐりんカードを保有する市民は、商店街の清掃活動などのボランティア活動への参加や公共施設を訪問等によって「めぐりんマイル」を受け取ることができ、貯まっためぐりんマイルは商

店街での買い物や地域の NPO への寄付、電子マネーWAON との交換などができる。なお、めぐりんマイルの原資は、参加加盟店が負担している。

近年では、市民の健康増進を目的として、歩数計を市民に貸与し、その歩数に応じてめぐりんマイルを付与するなど、市民参加型のメニューを展開し、ポイントプログラムを活用した地域活性化の取組を行っている。

図表 4 運営主体別の財源の検討

運営主体	市財政の負担	想定されるリスク	リスクへの対応
札幌市	大	・財政負担増大の可能性	・さぽーとほっと基金との連動（具体的な方策は今後要検討） ・プログラム利用者（市民活動団体）からの利用料徴収 等
官民連携組織	中～大	・民間から市へ財政負担要請の増大	・クラウドファンディング等の新たな資金調達手段、寄附プログラムの検討 ・プログラム利用者（市民活動団体）からの利用料徴収 等
（大手）民間企業	なし（極小）	・プログラム中止の可能性 ・大手企業への中小・零細企業のアレルギー	・プログラム採用時の詳細な検討（事業目的、撤退条件、中小零細企業への配慮、市の一定の関与等） 等

なお、本調査で実施した市民団体向けアンケート結果では、ポイント付与制度が必要であると回答した団体に、ポイント制度の運用に係る費用の拠出について尋ねたところ、少数ではあるが、一部の団体から拠出に前向きな回答があった。例えば、市民団体が実施するイベントのボランティアスタッフの募集や参加者募集のための広報活動は、実施主体の市民団体がそのコストを負担すべきだが、市民団体の中には、それを十分に負担できない場合もある。その場合、地域ポイント制度を活用して、スタッフや参加者を募ることも想定される。このような場合、市民団体が受益者負担として、制度運用費用の一部を負担することも検討する必要がある。

第5章 今後の札幌型社会貢献活動促進ポイント制度のあり方

本章では、今後の本市において、社会貢献活動を促進することを目的とした札幌型のポイント制度の構築に向けてあり方を検討する。

本調査では、先進地事例調査及び主たる活動団体である NPO 法人へのアンケート調査を実施した。

先進地事例調査では、以下のポイントが明らかとなった。

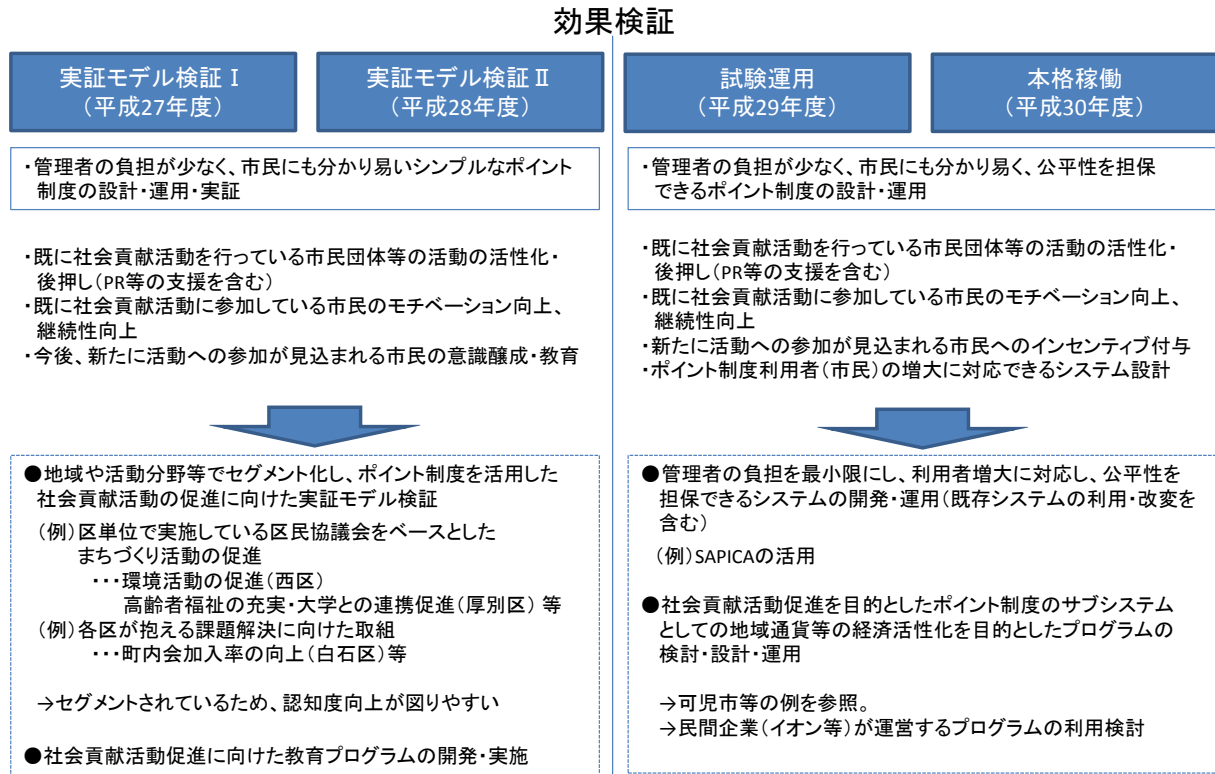
- ・ポイント制度は、市民によるボランティア活動等の社会貢献活動の促進や継続的な取り組みにつなげるなど、一定程度の効果が期待できる。
- ・ポイント制度は、社会貢献活動の促進に寄与するものの、ポイント制度だけで活動が促進されるものではなく、市民に対するボランティア教育や社会貢献活動を主体的に実施する NPO 等の活動団体に対する支援など、総合的な取組により活動が促進される。
- ・参加対象者を絞り込み、その参加者にあったポイント交換メニューやプログラムを構築している。
- ・ポイント制度（参加対象、ポイント付与プログラム、ポイント付与・交換方法、問い合わせ先等）は、可能な限りシンプルにし、参加対象者に伝わりやすくする必要がある。
- ・社会貢献活動を制度運用の目的としながらも、ポイント制度の魅力を高めるために、可児市や逗子市に見られるように、市内や市内商店街で利用可能な地域通貨等の地域経済活性化プログラムとの連動も検討に値する。
- ・貯まったポイントを寄附できる制度を用意するなど、社会貢献活動の循環が生まれる仕組みを制度に盛り込んでいる。
- ・ポイントの付与・交換の媒体として、様々な媒体が用いられているが、参加者の人数に応じて、適切な媒体を選択している。スタンプ帳やシール帳、ポイント券などのアナログな媒体は、参加者自身にポイントが貯まっていくことを実感させる効果がある。

また、社会貢献活動の主たる実施主体を担う NPO を対象としたアンケート調査では、以下のポイントが明らかとなった。

- ・現状の「まちのわ」の利用団体は少なく、利用した団体は申込み手続きの煩雑さを不便に感じている。また、利用したことのない団体は、制度そのものを知らない団体が多い。
- ・社会貢献活動の促進を目的としたポイント制度が必要だと考える団体は半数近くあり、その団体の中には、制度運用に係る費用の一部を負担してもよいという団体もある。
- ・回答した NPO は、人材確保（団体のスタッフ、イベントの参加者の両方）と取組内容の PR を経営課題として挙げ、課題解決に向けた支援が必要との考えを持っている。

上記のような調査結果を踏まえ、事業目的である市民による社会貢献活動を促進させることを実現するために、図表 5 のように段階を踏んで、事業化を検討する。

図表 5 今後のポイント制度の構築シナリオ（案）



●制度構築シナリオのポイント

- ・制度開始当初より大規模運用を行うよりも、他都市事例調査で行った人口 10 万人程度の規模をモデルと想定して、ポイント対象分野（環境・子育て・高齢者の健康増進等）や実施エリア（区単位で実施している区民協議会等）を限定したモデル事業を行う。そのモデル事業の活動が定着した後に、モデル事業を全市に展開し、新たな社会貢献活動の担い手確保を進める。
- ・モデル検証時では、他都市事例調査にも見られたとおり、ポイント付与・交換媒体や制度そのものはシンプルな形にすることで、市民の継続的な活動に繋げる工夫が必要である。そこで、付与・交換媒体は初期費用が比較的少なく、参加者の参加意識を高める効果が期待できるシール帳・スタンプ帳、ポイント券のような紙媒体での運用が想定される。
- ・モデル検証時には、本格稼働時の参加人数を想定し、利用媒体を検討することになるが、本市は他都市事例調査の対象都市と異なり、参加対象人口規模が 190 万人になることから、制度管理の効率化、不正の防止の観点から、市民に広く普及している「SAPICA」の利用を強く想定しながら、制度設計する。
- ・ポイント制度のモデル検証時に、ポイント制度は、社会貢献活動の促進につながるものの、あくまでも手段の位置づけにあることから、活動団体の強化（人材確保、活動 PR 等）、社会貢献活動への参加意欲を高める市民への普及啓発活動プログラムの構築・実施と連動させる必要がある。他都市事例調査では、ポイント制度を運用するとともに、活動団体と市民を繋げたり、市民の参加を後押しするボランティアコーディネーターを配置したり、地元大学等と連携して

地域づくりや社会貢献活動に関する市民講座を実施するなどして、ポイント制度をてことして、総合的な社会貢献活動の活性化の取組としている。

- ・将来的に、ポイント制度を持続可能なものにするために、民間活力の活用の観点から、サブシステムとして地域経済活性化に繋がる可能性のある地域通貨等の導入や、民間事業者が実施するポイント制度の活用・連携等も検討する必要がある。
- ・将来的に「SAPICA」をポイント付与・交換媒体とする場合、定期券等で「SAPICA」を利用している市民が多く、ポイント制度の分かり易さの観点から、貯まったポイントを地下鉄やバス等の公共交通機関で利用できるようにするべきである。